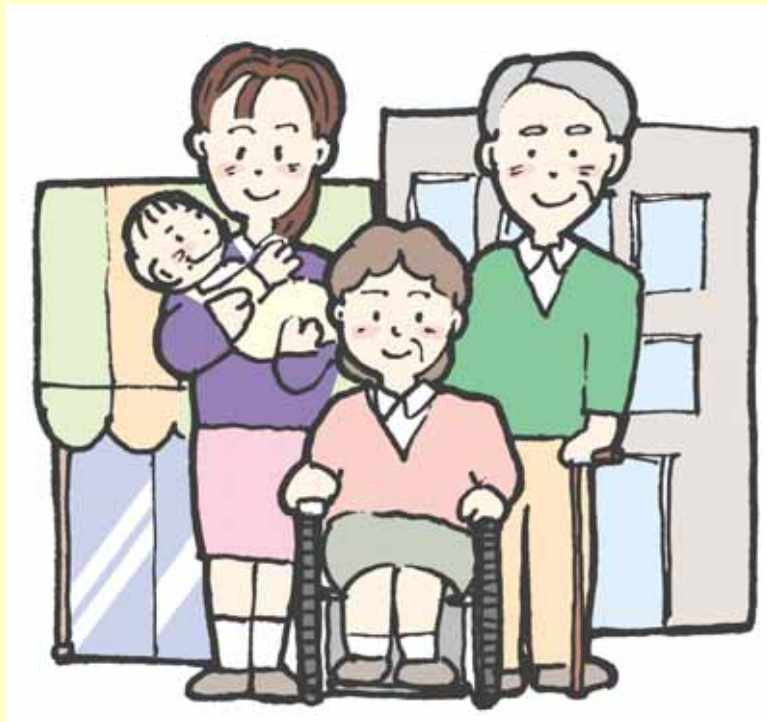


人にやさしい施設(バリアフリー施設) 案内マップへの掲載募集のご案内

あなたのお店を人にやさしい施設案内マップに掲載しませんか



加古川市では、誰もが安心して社会参加や子育てができるバリアフリーのまちづくりを進めています。

そこで、スロープや点字タイルの設置、車いす対応便所の整備など、バリアフリーに関し一定の配慮がなされた施設を掲載した「人にやさしい施設案内マップ」を作成し、市のホームページ等を通じて、広く市民の皆さんに情報提供しているところです。

このマップへの掲載の申込みは、随時募集していますので、希望される事業主の方は、是非お申し込みください。

1 登録対象施設

加古川市内にある店舗、飲食店、医療施設、金融機関、社会福祉施設、美容室、ホテルなどの「兵庫県福祉のまちづくり条例」の届出対象施設（ ）

2 登録基準

次の表の から の登録項目のうち、1つ以上の項目について別添の「人にやさしい設備登録基準」に適合していること。

(人にやさしい設備登録項目一覧)

登録項目	設備整備のイメージ				絵文字	
敷地内通路 及び 外部出入口	車いすで道路から建築物の出入口まで通行できる経路が確保されている。 (ア)と(イ)のいずれにも該当すること。	(ア)	通行できる経路は、a、bのいずれかである。 (有効幅員120cm以上)	a	通路にスロープがある。 (勾配1/12以下)	
				b	通路が平坦である。 (勾配2%以下)	
		(イ)	出入口は、c～eのいずれかである。 (有効幅員80cm以上)	c	自動ドアがある。	
				d	手動開き戸がある。	
				e	手動引き戸がある。	
車いす対応エレベーター	高齢者や障害者等が円滑に操作して目的の階へ移動できる。					
便 所	車イスで利用できる便所がある。					
	高齢者や障害者等が利用しやすい便所がある。					
オストメイト	オストメイトに対応している。					
おむつ交換台	乳幼児のおむつを交換できる台を備えている。					
障害者駐車場	障害者等が利用できる駐車区画が確保されている。					
点字タイル等	視覚障害者誘導用ブロック(点字タイル)等が適切に設置されている。					
授 乳 室	授乳やおむつ替え、休憩ができ、外部から見通しのできないようになっている。					

()福祉のまちづくり条例届出対象施設：老人福祉施設等、精神障害者社会復帰施設等、医療施設、官公庁施設、学校等、図書館等、体育館等、物品販売業を営む店舗、飲食店、公共の交通機関、金融機関の営業所等、理容所等、公衆浴場、郵便局等、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、展示場、遊技場、クリーニング取次店、貸衣装屋、その他サービス業を営む店舗、施術所、自動車教習所、公衆便所、地下街等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎、事務所、工場

3 申込方法

- (1) 「人にやさしい施設登録申請書」に次の図書を添えて、建築指導課までお申し込みください(郵送、FAX可)。申込みは、随時受け付けています。

付近見取図 配置図 各階平面図

、 については、用意できない場合はご相談ください。

新築、増築等の際に、福祉のまちづくり条例の届出と併せて申し込む場合は、
～ の添付書類は不要です。

- (2) 申込みは無料です。

4 登録及び表示板の交付

- (1) 申込みのあった施設については、現地確認の上、登録基準に適合している場合は、「人にやさしい施設」として登録し、人にやさしい施設表示板を交付します。

- (2) 人にやさしい施設表示板は、施設の出入口など外部から見やすい位置に掲示してください。

5 人にやさしい施設案内マップへの掲載等

施設名称、所在地、バリアフリー設備の整備状況や登録施設一覧は、加古川市ホームページ上の「人にやさしい施設案内マップ」に掲載されます。また、登録施設一覧は、各市民センターなどの公共施設に備えられます。

市ホームページ (<http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/>) > バリアフリーマップ

6 問合せ先・申込先

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

加古川市 都市計画部 開発建築指導局 建築指導課

電話 079-427-9260 (ダイヤルイン) FAX 079-422-8192

人にやさしい施設登録申請書

平成 年 月 日

加古川市長 様

申請者

住所

氏名

(電話番号)

「人にやさしい施設」として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設名称	
所在地	〒
電話番号	
ホームページ アドレス	
業務内容	(できるだけ詳しくご記入ください)
施設種別	1 商業施設 2 飲食店 3 コンビニエンスストア 4 金融機関 5 医療施設 6 福祉施設 7 その他()
連絡先	担当者
	電話番号

- (注) 1 施設種別の欄は、該当する番号を で囲んでください。
2 連絡先の欄には、市と事務的な連絡がとれる方の連絡先を記入してください。
3 付近見取図、配置図、各階平面図を添付してください。

(裏面があります)

1 人にやさしい設備登録項目

(登録を希望する項目の右欄に 印を記入してください。)

登録項目	施設整備のイメージ			印を記入	
敷地内通路 及び 外部出入口	車いすで道路から建築物の出入口まで通行できる経路が確保されている。 (ア)と(イ)のいずれにも該当すること。	(ア)	通行できる経路は、a、bのいずれかであること。 (有効幅員 120cm以上)	a 通路にスロープがある。 (勾配 1/12 以下) b 通路が平坦である。 (勾配 2% 以下)	
		(イ)	出入口は、a～cのいずれかであること。 (有効幅員 80cm以上)	a 自動ドアがある。 b 手動開き戸がある。 c 手動引き戸がある。	
車いす対応エレベーター	高齢者や障害者等が円滑に操作して目的の階へ移動できる。				
便所	車イスで利用できる便所がある。				
	高齢者や障害者等が利用しやすい便所がある。				
オストメイト	オストメイトに対応している。				
おむつ交換台	乳幼児のおむつを交換できる台を備えている。				
障害者駐車場	障害者等が利用できる駐車区画が確保されている。				
点字タイル等	視覚障害者誘導用ブロック(点字タイル)等が適切に設置されている。				
授乳室	授乳やおむつ替え、休憩ができ、外部から見通しのできないようになっている。				

登録を受けるには、登録を希望した項目のうち1つ以上、人にやさしい設備登録基準に適合する必要があります。

2 その他バリアフリーに関する配慮等

(上記の登録項目以外に、バリアフリーに関して配慮された事項がある場合は、ご記入ください。)

--

3 補足情報

(下記に該当する場合は、 にレ印を記入してください。補足情報として、「一般駐車場あり」、「一般エレベーターあり」のように掲載します。)

障害者駐車場はないが、来客用駐車場はある。	車いす対応ではないエレベーターがある。	高齢者、障害者等対応ではない洋式便所がある。
-----------------------	---------------------	------------------------

別表

人にやさしい設備登録基準

次の表の登録項目の区分に応じ、それぞれの整備箇所が整備基準に適合していること。

登録項目	整備箇所	整備基準		
1 敷地内通路及び外部出入口	敷地内通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものであること。</p> <p>(2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内通路の1以上が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 路面に高低差がある場合にあつては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機で専ら車いすを使用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設置するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル(階段を併設する場合にあつては、90センチメートル)以上であること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあつては、8分の1)以下であること。</p> <p>(ウ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。</p> <p>(エ) 縁端部に5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。</p> <p>(オ) 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>(カ) 公共の交通機関の施設の傾斜路の手すりにあつては、傾斜路の両側に設置するものであること。</p> <p>(キ) 表面の色彩は、当該傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあつては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合にあつては、次のいずれにも該当する溝ぶたを設置するものであること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくいものであること。</p> <p>(イ) 車いすのキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>オ 自動車用の通路と分離するよう努めるものであること。</p> <p>カ 公益的施設（学校等、公共の交通機関の施設、自動車教習所及び路外駐車場等を除く。）である建築物で用途面積が5,000平方メートル以上であるもの、公共の交通機関の施設又は路外駐車場等にあつては、自動車用の通路と分離するものであること。</p>		
	外部出入口	(1) 幅員等	<p>1以上が次のいずれにも該当する外部出入口であること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合にあつては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 車いすを使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。</p>	
		(2) 開閉用水平面	<p>1以上が車いすを使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置する外部出入口であること。</p>	
2	車いす対応エレベーター	エレベーター	<p>(1) 共同住宅以外の建築物にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ かごの大きさは、間口140センチメートル以上で奥行135センチメートル以上であること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回が可能なものであること。</p> <p>エ 乗り場のボタンは、高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に設置するものであること。</p> <p>オ かご内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車いすを使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。</p> <p>カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設置するものであること。</p> <p>キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。</p>	

		<p>ク 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車いすによる乗降に配慮したものであること。</p> <p>ケ かごの出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。</p> <p>コ かご内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。</p> <p>サ かご内の左右両面の側板の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>シ 乗り場及びかご内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。</p> <p>ス 乗り場には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>セ 乗り場の幅及び奥行は、それぞれ 150センチメートル以上であること。</p> <p>ソ 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。</p> <p>(2) 共同住宅である建築物（3階以上の階に住宅の専用部分を設けるものに限る。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア かごの大きさは、間口100センチメートル以上で奥行110センチメートル以上であること。</p> <p>イ (1)のA及びウからソまで（かごの大きさが間口 135センチメートル未満で奥行 135センチメートル未満のものにあつては、ウを除く。）に該当するものであること。</p>
3	便 所	<p>次の(1)(2)のいずれかであること。</p> <p>(1) 車いすで利用できる便房</p> <p>ア 便所の1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）が次のいずれにも該当する便房を備えたものであること。</p> <p>(ア) 出入口の有効幅員は、85センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 内法寸法は、長辺180センチメートル以上で短辺120センチメートル以上又は長辺160センチメートル以上で短辺140センチメートル以上であること。</p> <p>(ウ) 戸は、引き戸式又は外開き戸式であること。</p> <p>(エ) 便器は、腰掛式であること。</p> <p>(オ) 便器の両側に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>(カ) 便器の洗浄装置は、くつべら式、光感知式等操作が容易なものであること。</p> <p>(キ) 出入口の付近に車いすで利用できる便房である旨を表示するものであること。</p> <p>イ アによる整備を行うよりも車いすで利用できる独立した便所を設置するのが適当である場合にあつては、次のいずれにも該当する当該便所を1以上設置するものであること。</p> <p>(ア) 内法寸法は、幅及び奥行がそれぞれ 200センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 非常ボタンを設置するものであること。</p> <p>(ウ) アの(ア)及び(ウ)から(カ)までに該当するものであること。</p> <p>(エ) のアからウまでに該当する洗面所を設置するものであること。</p> <p>(オ) 車いすで利用できる便房を設置していない便所に近接した位置に設置するものであること。</p> <p>ウ ア又はイの便所の出入口には車いすで利用できる便房を設置していること又は車いすで利用できる独立した便所であることを表示するものであること。</p> <p>(2) 腰掛式便房</p> <p>便所の1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）が(1)のAの(ア)及び(ウ)から(カ)までに該当する便房を備えたものであること。</p>
		<p>小便器</p> <p>小便器の1以上が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 床置きその他これに類する型式のものであること。</p> <p>イ 周囲に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p>
		<p>洗面所</p> <p>便所の1以上(男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上)が次のいずれにも該当する洗面所を備えたものであること。</p> <p>ア 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設置するものであること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>ウ 水栓器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものであること。</p>
		<p>出入口</p> <p>便所の出入口の1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 床面に高低差がある場合にあつては、次のいずれにも該当する傾斜路を設置するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合にあつては、8分の1）以下であること。</p>

			<p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合にあつては、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>エ 公共の交通機関の施設にあつては、出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を示す点字による案内板を設置するものであること。</p>
4	オストメイト	オストメイトが利用できる便房	<p>ア 便所の1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）が人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が利用できるフラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設置する便房を備えたものであること、又は3の の(1)のイに該当する便所がこれらの設備を設置したものであること。</p> <p>イ アの便房の出入口付近にオストメイトが利用できる便房であることを、アの便所の出入口にオストメイトが利用できる便房を設置していること又はオストメイトが利用できる独立した便所であることをそれぞれ表示するものであること</p>
5	おむつ交換台	おむつ交換台	<p>ア 便所の1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）が乳幼児のおむつを交換できる台を備えたものであること。</p> <p>イ アの便所の出入口には乳幼児のおむつを交換できる台を備えた便所であることを表示するものであること。</p>
6	障害者駐車場	駐車場	<p>(1) 屋外のものにあつては外部出入口、屋内のものにあつては外部出入口又はエレベーター（以下「駐車場の外部出入口等」という。）までの通路が1の の(1)及び(2)のAからオまでに該当するものであること。</p> <p>(2) 幅は、350センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 駐車場の外部出入口等に近い位置に設置するものであること。</p> <p>(4) 障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示をするものであること。</p> <p>(5) 路外駐車場等にあつては、出入口の付近に(1)から(4)までに該当する駐車区画を設置している旨を表示するものであること。</p>
7	視覚障害者誘導用ブロック等	視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩が路面と容易に判別できるものであること。</p> <p>(2) 敷地内通路にあつては、車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場並びに外部出入口の前後に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置するものであること。</p> <p>(3) 敷地内通路にあつては、その1以上に進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置するものであること。</p> <p>(4) 建築物にあつては、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置するものであること。</p> <p>(5) 外部出入口から人又は点字による表示により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報の提供を行うことができる場所までの廊下等にあつては、その1以上に進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置するものであること。</p>
8	授乳室	授乳室	<p>(1) 乳児に授乳を行うためのいす及びベビーベッドを設置するものであること。</p> <p>(2) 授乳室は、壁、固定式のついたて等により外部から見通しのできないものであること。</p>

この登録基準は、福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 第1 公益的施設及び共同住宅等の施設に関する整備基準に一部修正を加えて作成したものです。